

litta付関西スーパーおさいふカード会員規約

第1条(本規約の目的)

- (1) 本「litta付関西スーパーおさいふカード会員規約」(以下、「本会員規約」という)は、株式会社関西スーパーマーケット(以下、「当社」という)が発行するlitta付関西スーパーおさいふカード(以下、「本カード」という)を、当社全店舗および当社が指定する施設でご利用いただくにあたり、必要な条件を定めることを目的とします。
- (2) 本カードは、当社が発行する会員カードで、litta(株式会社ペルソナが運営するH2Oリテイリンググループのプリペイド型電子マネー)という電子マネーの機能を持ったカードです。
- (3) 本カード利用によるポイント特典として、『お買上げ特典』としてのSポイント(以下、「ポイント」という)の付与に加えて、お買上げ代金を本カード搭載の電子マネーlittaで決済いただいた場合の『litta使用特典』としてのポイントが合わせて付与されます。
- (4) 本会員規約の他に、ポイントサービスの利用にあたっては「Sポイントサービス特約」が適用されます。なお、litta使用特典としてのポイントサービスについては「litta付関西スーパーおさいふカード特約」が適用され、またlitta機能の利用にあたっては「litta利用規約」が適用されます。

第2条(会員資格)

- (1) 会員とは、本会員規約および前条に記載する特約等の内容を承諾のうえ、当社に本カードを利用するための入会申込みをおこない、当社が入会を認めた個人をいいます。
- (2) 入会は16歳以上の個人の方に限らせていただきます。入会時に生年月日を確認させていただく場合がございます。

第3条(本カードの発行と利用)

- (1) 本カードの発行は会員おひとり様1枚限りとし、発行当日から関西スーパーマーケット全店および当社が指定する施設でご利用になれます。
- (2) 本カードは、裏面に署名された会員様ご本人のみが利用できるものとし、譲渡・貸与することはできません。

第4条(会費、カード発行手数料)

- (1) 本カードは、入会金、年会費とも無料です。
- (2) 本カード発行の際に当社所定のカード発行費用として200円(税込)を頂戴いたします。

第5条(お買上げ特典としてのポイント付与・利用)

- (1) 本カード利用によるお買上げ特典としてのポイント付与については以下のとおりです。(なお、本カード搭載の電子マネーlitta使用特典としてのポイントについては「litta付関西スーパーおさいふカード特約」を適用いたします。)
 - ① 当社全店舗および当社が指定する施設での本カード利用によるお買上げ特典として、お買上金額200円(税抜)につき、1ポイントを加算いたします。レシート1枚ごとに計算、1ポイント未満は切り捨てとなります。
 - ② 現金・クレジットカード、電子マネー等でのお買物の際、レジでのご精算前に本カードをご提示ください。本カードのご提示がない場合やお買上商品登録後の本カード提示には、ポイントは加算されません。
- (2) 以下の場合は、ポイントが加算されません。
 - ① 200円(税抜)未満のお買上げ
 - ② 消費税等の税金
 - ③ タバコ、ハガキ、切手、その他当社が定めた商品やサービス
 - ④ 当社が定めた販売方法によるお買上げ
- (3) 会員は、以下に従い、ポイントを利用できます。
 - ① 積み立てたポイントは1ポイント1円と換算して、次回以降のお買上時の代金のお支払いにご利用いただけます。ただし、一部ご利用いただけない商品がございます。
 - ② ポイントをご利用の場合は、ご利用ポイント以上のお買上げが必要です。
 - ③ 本カードの会員情報登録が完了するまでの間、ポイントをご利用いただくことはできません。
- (4) ポイントを換金することはできません。
- (5) ポイント特典の内容は、本会員規約第12条の規定に従い、予め告知のうえ変更することがあります。

第6条(ポイントの有効期限)

ポイントの積立期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年とし、積立期間内に付与したポイントの有効期限は、各年の積立期間終了日の翌々年3月31日までとなります。有効期限を過ぎると、ポイントは自動的に消滅いたします。

第7条(お買上げ商品返品時のポイント処理)

会員の都合により、お買上商品を返品された場合、返品金額相当のポイントを減算処理いたします。また、減算対象となるポイントを既にご利用されていた場合は、相当額を請求させていただきます。

第8条(本カードの破損、紛失、盗難時の再発行)

- (1) 本カードを破損、紛失、または盗難にあった場合、すみやかに当社の各店舗へお届けください。
- (2) 本カードの再発行の手続きの際は、必ずご本人を確認できるものをご持参ください。カードの再発行手数料として200円(税込)を頂戴いたします。
- (3) 再発行手続きをされた場合、本カードの利用停止措置が完了した時点のポイント残高は引き続き有効といたします。再発行手続き日より後日に再発行カードとのポイント合算をさせていただきます。

第9条(届出事項の変更)

住所、氏名、電話番号など、届出事項に変更があった場合は、すみやかに当社の各店舗へお届けください。

第10条(退会)

会員の都合により退会される場合は、すみやかに当社の各店舗へお届けください。本カードの退会時のポイント残高は、退会の届け出をもって無効となります。

第11条(会員資格の喪失)

会員は、以下の場合、会員資格を喪失するものとします。なお、会員資格を喪失した場合、その時点でのポイント残高も同時に無効になります。

- ①本カード利用の最終お買上日より、2年後の月末までに本カード利用によるお買上げが無い場合。
- ②会員による、本会員規約および付随する特約等に違反する行為があった場合、または本カードの不正使用があった場合。

第12条(会員規約等の変更)

本会員規約及び第1条に記載する特約等は、民法の定めに基づき変更できるものとします。この場合、変更後の内容と適用開始日を、店頭告知または当社のホームページ(※1)、その他相当の方法で予め公表するものとし、公表の際に定める相当な期間が経過した日から適用されるものとします。ただし、会員の利益に適合しておりかつ軽微な変更については、公表のうえ直ちに適用することがあります。

※1 当社ホームページ <https://www.kansaisuper.co.jp/>

第13条(本カードの取扱い終了)

当社は、予め告知のうえ、当社の都合により、本カードの取扱いを終了させていただく場合がございます。その場合、累積されたポイントは無効となります。

第14条(個人情報の取扱い)

当社は、カードの運営に関して取得した会員の個人情報を、本会員規約および当社のホームページで開示しているプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。

第15条(個人情報等の利用目的)

会員は、当社が以下の利用目的のために会員の個人情報(氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス等)および買上情報(買上日時、買上店舗、買上累計金額等)(以下、「個人情報等」という)を取得し、当社を含むH2Oリテイリンググループ各社(※1)が利用することに同意するものとします。また、会員は、阪急阪神ホールディングスグループ各社(※2)、その他ポイントサービス提供店舗が下記②～④の目的において、個人情報等を利用することに同意するものとします。

- ①当社から会員に対し、会員情報や特典に関わる案内を行うため。
- ②当社およびH2Oリテイリンググループ各社、阪急阪神ホールディングスグループ各社およびポイントサービス提供店舗の催しや商品、サービス、情報などの各種案内を行うため。
- ③市場調査、商品開発、リニューアルなどのためのマーケティング活動のため。
- ④当社を含むH2Oリテイリンググループ各社および阪急阪神ホールディングスグループ各社などポイントサービス提供店舗から会員に対して連絡する必要がある場合に連絡を行うため。

※1 H2Oリテイリンググループ各社の社名は、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.h2o-retailing.co.jp/>

※2 阪急阪神ホールディングスグループ各社の社名は、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.hankyu-hanshin.co.jp/>

第16条(個人情報の第三者への提供)

当社は、会員の個人情報について、次の各号の場合を除き、第三者に提供しないものとします。

- ①前条記載の利用目的のため、H2Oリテイリンググループ各社および阪急阪神ホールディングスグループ各社、業務委託先またはポイントサービス提供店舗に対して提供する場合。この場合、当社は、提供する個人情報の取扱いにつき、当該提供先に必要な保護措置を講じさせるものとします。
- ②司法機関または行政機関から法的義務を伴う要請を受けた場合。
- ③会員の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合。
- ④前各号の他、事前に会員の同意を得た場合。

第17条(個人情報の利用、提供の中止)

会員から個人情報の利用または提供の中止要請があった場合は、当社は原則としてすみやかに、これらの措置をとります。ただし、この場合であっても、当社はポイントサービスの運用、管理、お問い合わせ対応など、本カードの運営・管理のために必要な目的の範囲で、個人情報の利用、提供を継続するものとします。

第18条(個人情報取扱いの不同意)

当社は、会員が当社所定の届出を行わない場合及び第14条、第15条、第16条、第17条の規定にご同意いただけない場合には、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。

第19条(お問い合わせ)

本会員規約および第1条に記載する特約等、ならびに会員登録情報についてのお問い合わせやご相談は、当社の各店舗までお申し出ください。なお、個人情報等についてのお問い合わせは、本人確認のため本人確認書類(運転免許証、年金手帳、健康保険証、パスポート等の本人であることを証明する書類など)をご提示いただく場合がございます。

2025年2月1日 制定

Sポイントサービス特約

第1条(Sポイントサービス)

Sポイントサービスとは、当該サービスへの参加各社(以下、「参加各社」という)が運営する施設(以下、「Sポイント優待店」という)において、参加各社が発行するSポイントマーク(商標登録番号: 第5748818号)がついたカード(以下、「Sポイントカード」という)を提示することによりポイントが付与され、または利用できるサービスをいいます。なお、当該ポイントを「Sポイント」といいます。

第2条(Sポイントサービスへの参加)

当社がSポイントサービスに参加することにより、当社が発行するSポイントカード(以下、「当社カード」という)を、litta付関西スーパーおさいふカード会員規約(以下、「本会員規約」という)に定める当社が指定する施設として、当社以外の参加各社が運営するSポイント優待店(以下、「その他優待店」という)で利用することができます。なお、その他優待店については、Sポイントサービスのホームページまたは参加各社のホームページ等でご確認いただけます。

第3条(ポイントの付与・利用)

会員規約の規定にかかわらず、その他優待店において当社カードを提示することにより付与される、または利用できるSポイントに関する各種条件は、その他優待店の定めによるものとします。

第4条(サービス案内)

Sポイントの有効期限や付与または利用に関する条件等のSポイントサービスの内容については、当社所定の方法により都度ご案内するものとします。

第5条(本特約・サービス内容等の変更)

本特約およびSポイントサービスの内容は、民法の定めに基づき、変更できるものとします。この場合、変更後の内容と適用開始日を、店頭表示またはインターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。ただし、会員の利益に適合しておりかつ軽微な変更については、公表のうえ直ちに適用することがあります。

第6条(会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については会員規約を適用するものとします。

2020年3月現在

litta付関西スーパーおさいふカード特約

第1条(本特約の目的)

- (1) 本「litta付関西スーパーおさいふカード特約」(以下、「本特約」という)は、litta付関西スーパーおさいふカード(以下、「本カード」という)を使用して、関西スーパーマーケット全店および当社が指定する施設でのお買上げ代金を、本カード搭載の電子マネーlittaで決済いただいた場合の、『litta使用特典』としてのSポイント(以下、「ポイント」という)付与内容について定めることを目的とします。
- (2) 『お買上げ特典』としてのポイント付与内容については、「litta付関西スーパーおさいふカード会員規約」(以下、「会員規約」という)を適用します。
- (3) 会員規約の他に、ポイントサービスの利用にあたっては「Sポイントサービス特約」が適用されます。なお、litta使用特典としてのポイント付与については「本特約」が適用され、またlitta機能の利用にあたっては「litta利用規約」が適用されます。

第2条(litta使用特典としてのポイント付与)

- (1) 会員規約第5条に規定するお買上げ特典としてのポイント付与とは別に、関西スーパーマーケット全店および当社が指定する施設でのお買上げ代金を、本カード搭載の電子マネーlittaで決済いただいた場合は、litta使用特典として、決済200円(税込)毎に、1ポイントを加算します。
- (2) 毎月1日から末日までの本カードに搭載されているlittaで決済いただいたお買上げ月間合計金額(以下、「累計期間対象額」という)に応じて、翌月の1日から翌月の末日までの1ヶ月間、所定のランクごとに所定の付与率で、littaでの決済200円(税込)毎にポイントを加算いたします。なお、累計期間対象額の有効期間は、毎月1日から末日までの1ヶ月間とし、翌月1日には0円から始まります。
- (3) 前二項に定めるポイント加算は、いずれも本カードに搭載されているlittaでの決済のみが対象となりますので、現金、クレジットカード、litta以外の電子マネー、お買物券、商品券等でのお支払いは、ポイント加算対象外となります。

第3条(お買上げ商品返品時の処理)

累計期間対象額に加算された商品を返品された場合は、その商品の金額を累計期間対象額より減算させていただきます。

第4条(カード紛失、盗難時等の再発行)

- (1) 本カードの紛失、盗難その他の事由によって、litta残高が第三者により利用された場合、その他会員に何らかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (2) 当社所定の方法によって確認されたlitta残高が、再発行されたカードに引き継がれるものとします。

第5条(退会及び会員資格等の喪失)

- (1) 会員規約に基づき本カードから会員が退会した場合、または会員資格喪失事由に該当した場合、会員は本カードのlitta残高を使い切るものとします。会員は当該残高の使い切り前に、事由のいかなを問わずlittaの利用ができなくなった場合であっても、litta残高およびカード発行費用に相当する現金の払い戻しを受けることができないものとします。
- (2) litta利用規約に基づく利用資格喪失事由に該当した場合は、本カードの会員資格も喪失し、本カードのlitta機能のみならず、Sポイントカードの機能も利用できなくなります。

第6条(本特約の変更)

本特約は、会員規約第12条の規定に従い、予め告知のうえ変更することがあります。

第7条(その他)

本特約に定めのない事項については、会員規約の定めが適用されます。

2025年2月1日 制定